

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	28-1
許認可等の種類	動物用医薬品の販売指定品目の変更又は追加指定			
根拠法令条例等・条項	動物用医薬品等取締規則第112条(平成16年12月24日 農林水産省令第107号)			
許認可等の概要	動物用医薬品特例店舗販売業者が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の2の3第1項の規定により知事の指定した品目の、変更又は品目の追加指定を申請した場合の処理			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について(平成12年3月31日12畜A第728号 農林水産省畜産局長通知)第2の6による			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日以内 (内訳)	協議機関 処分庁	農政部園芸畜産課(7日以内) 家畜保健衛生所(7日以内)	
期間の制定根拠	—			